

事業主様・社会保険担当者の皆様へ 健康保険委員の登録を お願いします！

年会費は
かかりません！
健康保険に関する情報を
いち早くお届けします



健康保険委員とは

健康保険委員の皆様には、事業所と協会けんぽを結ぶ橋渡し役として、従業員の皆様への健康保険関係の周知広報や相談業務などにご協力いただいております。

広報



協会けんぽからの情報
(広報紙等)を回覧・掲示

相談役



健康保険の各種申請
についてアドバイス

職場の 健康 づくり



従業員様・ご家族への
健診受診の周知、お声かけ

ご意見役



協会けんぽからの
アンケート等に協力

※健康保険委員としての強制的な仕事はございません。日常の業務に支障のない範囲でご協力をお願いしています。

従業員から健康保険制度や給付金について
相談されてもうまく答えられないかも…

健康づくりって何をすれば
いいんだろう…



そんな方でも大丈夫！

無料の特典をご活用ください！

健康保険制度に関する相談、給付金の申請や
職場での健康づくりにお役立てください！

●協会けんぽ GUIDE BOOKを お届けします



各種給付金等の健康保険制度や協会けんぽの
取組を紹介した冊子を無料でお届けします。

●健康保険委員研修会を 開催します

健康保険制度や健康づくりについて専門家
による講演を行います。オンデマンド配信
を無料で視聴することができます。

その他にも、
健康保険に関する最新
情報や、職場でできる健康
体操などを掲載した
広報物等をお送り
しています。

登録 条件

協会けんぽ千葉支部に
加入している被保険者

登録 方法

WEBから登録申込

申込は
こちら▶



※紙での申込も可能です。協会けんぽ千葉支部のホームページから登録申込書を印刷いただき、FAX 043-301-1239 または郵送でご提出ください。

令和8年8月より

健康保険委員コミュニケーションサイト を開設しました！

令和8年8月より、健康保険委員向けコミュニケーションサイトを開設しました。
協会けんぽから発信するお知らせを、パソコンやスマートフォンからご確認いただけます。
研修会・セミナー等のイベント申込やアンケートの回答、お知らせの閲覧等をオンライン
で行うことができますので、ぜひご活用ください！



健康保険委員
について詳しく
はこちら

メンタルヘルス対策にお悩みの事業主様・事業所ご担当者様へ さんぽセンターのご紹介

相談等は
無料です！

事業所内でメンタルヘルス対策を行うことが難しい...

そんなときは、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する「産業保健総合支援センター」や「地域産業保健センター」をご活用ください！



千葉産業保健総合支援センター（千葉さんぽセンター）

事業規模に関係なく事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- ▶ 専門的研修の実施
- ▶ 専門スタッフによる個別訪問支援
- ▶ 治療と仕事の両立支援に関する専門スタッフによる相談・支援
- ▶ 電話、メール等による専門的相談

千葉さんぽセンター
(043-202-3639)

までお問い合わせ
いただくか、ホーム
ページをご覧ください。



地域産業保健センター（地さんぽ）※千葉県内に9か所

労働者50人未満の小規模事業場を対象に、相談などへの対応を行います。

- ▶ 健康診断結果についての医師の意見聴取
- ▶ 長時間労働者・高ストレス者等に対する医師の面接指導

さんぽセンターの
ホームページをご覧
ください。
(各地さんぽのお問
い合わせ先はホーム
ページに記載)



医療機関や事業所で
病気と仕事の両立支
援に携わる方へ

独立行政法人労働者健康安全機構では、両立支援に必要な知識や方法を学べる「両立支援コーディネーター基礎研修」の受講者を募集しています！
ぜひご参加ください！

両立支援コーディネーター
基礎研修について詳しくは
こちら▶



研修はオンライン形式で、申込は先着順です！

事業主様・加入者の皆様へ 被扶養者資格再確認にご協力をお願いします



協会けんぽでは、保険給付の適正化等を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

「被扶養者状況リスト」を事業主様へ順次お送りいたします。

対象となる方 ▼以下のいずれかに該当する被扶養者

- 1 健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- 2 同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- 3 令和7年中の課税収入額が130万円（60歳以上は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者でない場合は年間収入が150万円）を超過している方（18歳未満の方や令和8年4月1日以降に認定された方を除く）

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

加入者の皆様の保険料負担の
軽減につながる大切な確認と
なりますので、ご理解とご協力
をお願いいたします。

送付時期

令和8年
10月下旬から11月中旬

提出期限

令和8年12月11日(金)

